

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	東京都職員共済組合における、 短期給付業務等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都職員共済組合は、短期給付業務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい等が発生するリスクを軽減させるため、番号利用法及び個人情報保護関係法令を遵守し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都職員共済組合

公表日

平成31年3月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	短期給付業務等に関する事務
②事務の内容	<p><制度内容> 東京都職員共済組合(以下「当組合」という。)では、地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号。以下「地共済法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに組合員の健康の維持・増進及び組合員が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 その目的を達成するため当組合では、地方公共団体と組合員の代表による事業・運営計画の策定、掛金の徴収、短期給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、組合員への広報活動等を行っている。 また、医療保険者等(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団)と共同して「組合員等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「組合員等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が地共済法に盛り込まれ、組合員の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、組合員の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。 当組合の組合員は、地共済法第3条の区分に従い、①地共済法第2条に規定する職員である組合員及びその被扶養者、②退職する日の前日まで引き続き1年以上組合員であった期間があり、任意に継続希望を申し出た者(任意継続組合員)及びその被扶養者で、いずれも後期高齢者医療保険の適用年齢75歳に到達すると組合員の資格を喪失する。</p> <p><事務内容> 当組合が行う事務のうち、番号利用法別表第一の第39項「地方公務員等共済組合法による短期給付の事務」について、組合員の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。</p> <p>1.資格確認事務(組合員への短期給付や掛金徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)組合員資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照 (2)所属機関又は組合員から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本4情報(氏名、性別、生年月日及び住所をいう。以下同じ。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を入手(※1) (3)組合員証の再発行や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (4)平成30年5月以降、情報連携のために組合員の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新 (5)他の医療保険者等から異動してきた組合員やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認。また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認(※2) (※1)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や基本4情報入手は、平成30年7月以降は中間サーバー等を介して照会する。 (※2)従前に加入していた医療保険者等への情報照会は、被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行う場合と情報提供ネットワークシステムを利用して他情報保有機関から行う場合の2パターンがある。</p> <p>2.短期給付事務(組合員への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)法定給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、被保険者枝番を用いて、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※3) (2)情報連携のために、組合員の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (※3)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、支払基金の中間サーバー等を介して行う。</p> <p>※今般の評価書の前提 地方公務員共済組合の保有する「特定個人情報ファイル」は、番号利用法第28条第1項において、その他の個人情報保護委員会規則で定めるもの(「特定個人情報保護評価に関する規則」第4条第5号)に該当するものとして、同法第28条に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていない。しかしながら、当該特定個人情報保護評価の目的を鑑み、当組合は任意で特定個人情報保護評価を実施することとする。</p>

③対象人数	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満									
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム											
システム1											
①システムの名称	個人番号管理システム										
②システムの機能	個人番号管理システムは、番号制度の導入に伴い短期給付業務で利用する個人番号を管理するために新たに構築するシステムで、業務で組合員及び被扶養者を特定する番号(以下「利用番号等」という。)と個人番号との紐付け管理を行う。J-LISから住民基本台帳ネットワーク利用システム(以下「住基ネット利用システム」という。)を通じて一括取得した個人番号を一括登録する機能、個人番号及び利用番号等を登録・変更・削除・照会する機能を有する。										
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>			[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム										
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム										
[] 宛名システム等	[] 税務システム										
[] その他 ()											
システム2～5											
システム2											
①システムの名称	短期給付(共済事業)システム										
②システムの機能	短期給付システムは、共済組合の基幹システムとして、組合員管理、短期給付の管理を行うシステムである。 短期給付に係る主なものとして以下の機能を有する。 ・組合員番号と利用番号等を登録・変更・削除・照会する機能 ・組合員情報から正本情報を取得し、統合専用端末からアップロードする副本情報CSVファイルを作成する機能 ・組合員情報から基本4情報及び資格情報を取得し、統合専用端末からアップロードする加入者情報CSVファイルを作成する機能 ・統合専用端末から取得したCSVファイルを利用して、被保険者枝番を連携する機能 ・統合専用端末から取得した情報照会結果を一時的に登録し、参照する機能 ・情報照会ファイルを作成する機能										
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>			[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム										
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム										
[] 宛名システム等	[] 税務システム										
[] その他 ()											

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番58 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・地方公務員等共済組合法 第144条の33 第1項及び第2項</p> <p>当組合は、地共済法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
<p>6. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>医療保険課長</p>
<p>7. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人番号管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当組合の組合員である一般組合員及び任意継続組合員並びにその被扶養者で、個人番号を有する者。
その必要性	番号利用法に定められた範囲内で、地共済法で定められた業務に対応するため、利用番号等と個人番号を紐付けて管理する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号：対象者を正確に特定するために必要。 ・その他識別情報(内部番号)：既存システムの利用番号を個人番号と紐付け、資格や給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報：組合員について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報：給付に関する事務処理を行い、通知及び照会を行うために記録するもの。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年12月5日
⑥事務担当部署	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構(J-LIS))								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
③使用目的 ※	<p>【本人から個人番号を入手する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号の提出を受ける都度、提供を受けた個人番号と利用番号等を紐付けて個人番号管理ファイルとして管理する。 <p>また、資格確認事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは従前の医療保険者等に情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは当該情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの利用番号で当該組合員(被扶養者を含む)の申請情報と照合・確認することに使用する。</p>								
④使用の主体	使用部署	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム自動処理(夜間バッチ)にて個人番号管理システムに取り込む。 <p>また、資格確認事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは従前の医療保険者等に情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは当該情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの利用番号で当該組合員(被扶養者を含む)の申請情報と照合・確認する。</p>								
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が記載された届出書の受付・登録処理を行う際に、個人番号管理システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な組合員の確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・異動により既存システムの利用番号が変更されているとき、異動前の資格情報項目と突合して同一人を名寄せし、必要な情報の履歴の参照を行う。 ・任意継続組合員の加入処理を行う際に、それまで組合員であった資格情報項目と突合して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や組合員等を参照・確認する。 ・資格認定事務で従前に加入していた医療保険者等の資格喪失情報が必要なときは被保険者枝番を用いて情報照会を行い、被扶養者の資格認定や給付決定の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なときは被保険者枝番を用いて中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存システムの利用番号で当該組合員の申請情報と突合する。 								
⑥使用開始日	平成28年12月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	個人番号管理システムのシステム運用、システム保守	
①委託内容	<p>個人番号管理システムのシステム運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの起動、停止 ・システムの稼働状況監視、資源監視 ・システムの異常検知時の当組合への報告、稼働系から待機系への切替等の一次対応 ・システムのバックアップ取得と保管 ・定期(月次)でのシステム運用状況報告と翌月のシステム運用スケジュール調整、確認 <p>個人番号管理システムのシステム保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当組合が認めたプログラムのリリース作業等の保守作業 ・当組合との事前了解に基づく、ハードウェア障害時の機器交換等の保守作業 ・当組合からの作業指示に基づく、システム稼働に係る調査 	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社みずほトラストシステムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容	個人番号を利用した組合員資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項3	中間サーバー等における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務	
①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	支払基金	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項4		中間サーバー等における本人確認事務	
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立入調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[<input type="radio"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1		番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
①法令上の根拠		番号利用法第19条第7号 別表第二の各項 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
②提供先における用途		番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
③提供する情報		番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
④提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		当組合の組合員である一般組合員及び任意継続組合員とその被扶養者で、個人番号を有する者。	
⑥提供方法		[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人番号管理ファイル】

1. 個人番号
2. 利用番号
3. 被保険者枝番
4. 基本4情報
5. 資格情報

【委託区画ファイル】

1. 個人番号
2. 被保険者枝番
3. 基本4情報
4. 資格情報

【副本区画ファイル】

1. 被保険者枝番
2. 資格情報
3. 高額介護合算療養費情報
4. 出産育児一時金情報
5. 家族出産育児一時金情報
6. 出産手当金情報
7. 傷病手当金情報
8. 埋葬料情報
9. 家族埋葬料情報

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><個人番号管理システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号管理システムの全ての端末においてログイン時には、生体認証装置による認証を実施する。 共用のユーザIDは使用しないこととする。 アクセス権限が付与されたシステム利用者以外は個人番号を取り扱えないようシステム管理・制御機能に設定して、系統的に制御する。 アクセス権限を付与するシステム利用者は最小限に限定する。 パスワードに有効期間を設けて、定期的に変更するよう系統的に制御する。 退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないようシステム管理・制御機能から抹消する。 <p><取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー等を利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザID、パスワードと合わせて管理簿に記載、管理する。 共用のユーザIDの使用を禁止する。 パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 <p><中間サーバー等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバー等で制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバー等における措置> ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号利用法別表第二に基づき、事務手續ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバー等における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー等にも格納して、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係るリスク対策＞

- ・静脈認証による入退出管理及び管理カメラによる監視を実施している専用の執務室において情報授受に係る業務を行う。
- ・統合専用端末と個人番号管理システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステムの的に制御する。
 - ・情報授受で外付けHDDへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得る。
 - ・外付けHDDのは固定し、作業場所以外への持ち出しを制限する。
 - ・情報授受に用いる外付けHDDが使用できる個人番号管理システム用端末を限定し、それ以外の端末では使用できないようシステムの的に制御する。
 - ・個人番号管理システム用端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的には又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体や外付けHDDへの不必要な複製をチェックする。
 - ・統合専用端末は中間サーバー等以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
 - ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て削除する。
 - ・リライトできる外付けHDDではデータを保存せず、使用した都度、データを全て削除する。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

＜中間サーバー等における措置＞

- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等にて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- ③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線//IP-VPNによる閉域サービス//IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【運用上のルールによる措置】

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施
- ・溶解処分業者による保存満了分文書廃棄の実施(処分方法や廃棄証明書発行等の委託契約条件の見直しによる確実な廃棄の実施)
- ・書類又は電子記録媒体の搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施
- ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
- ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施
- ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施(業者に廃棄を委託した場合は確実に破壊したことを証明書により確認)

【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)」に基づき、次の対応を行う。

- (1)当組合の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査し、番号利用法違反又は番号利用法違反のおそれ把握できた場合には、その原因究明を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5)事案等の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- (6)事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策について、速やかに公表する。
- (7)番号利用法違反の事案又は番号利用法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに本告示等に基づく報告先に報告する。ただし、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告し、その後、重大事態に該当する事案は、本規則の規定に従って個人情報保護委員会に報告する。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の採用・就任時に、特定個人情報管理規程及び取扱要領等の教育を行う。 ・最低毎年1回、特定個人情報取扱いの教育を全職員等に行う。 ・教育実施後、理解度の把握や啓発を図るため、テストやレポート提出を行う。 ・事故が発生した場合、その原因、影響、再発防止策等を全職員等に周知する。 ・QC活動などを通じて、リスク回避の方策や改善案等を職員等に考えさせ提案させる。 ・適当な外部機関の教育、研修プログラムがあれば交代で参加させる。 ・他の組合等のリスク対策やルールについて意見交換等ができる交流の機会を設ける。 ・派遣職員については、契約時の派遣先による当組合の契約における特定個人情報の取扱いの周知徹底を行い、当組合に在職中は職員等と同等に上記のような教育・啓発に参加させて教育する。 <p>【違反行為の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反行為が組合内外に与える影響の重大性に応じて、戒告、減給、停職、解雇等の処分を行う。 ・違反行為による損害賠償を請求することがある。 ・これらの措置、処分について就業規則に定め、周知する。 <p><取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステム運用主体や取りまとめ機関等が医療保険者等向けに実施する教育・研修、訓練等に当組合の職員を参加させる。 ・運用管理規程(医療保険者等向け)の「5.1 教育」に則り、情報提供ネットワークシステム運用主体が提供する教育計画及び取りまとめ機関が提供する教育・研修資料を基に毎年教育計画を作成して実施する。 ・教育実施後、受講者のQ&A対応や理解度向上を目的としたフォローアップ対応を適宜行う。 ・受講者の意見等を踏まえた上で教育内容の改善を検討すると共に、収集した意見等の集計結果をレポートにまとめ、取りまとめ機関に提供する。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都職員共済組合事務局 管理部 総務課 〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 電話番号03-3232-4706
②請求方法	規則等で定める様式に必要な事項を記入の上、書面での提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都職員共済組合事務局 年金保険部 医療保険課 〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1 電話番号03-3232-4723
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月25日
②しきい値判断結果	[特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	個人番号の取得を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から取得する。	支払基金が管理する医療保険者等向け中間サーバー等を利用して、情報提供ネットワークシステムや住民基本台帳ネットワークシステムを利用する旨等を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	個人番号管理システム	共済事業システム、中間サーバー等システムを追記し、統合専用端末間の情報授受に関する機能、医療保険者等向け中間サーバー等に関する機能を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名」等	本人確認情報照会結果ファイル、個人番号アップロードファイルに関する記述	本人確認情報照会結果ファイル、個人番号アップロードファイルに関する記述を削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項及び第3項(利用範囲) ・別表第一 項番39,86 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第30条の2,第61条2. 住民基本台帳法 ・第30条の9 ・別表第一 項番19,77の9	・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番39 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第30条の2 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第一 項番19、73の2 ・地方公務員等共済組合法 第144条の33 第1項及び第2項	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	「I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」等	(記載なし)	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施する旨を追記	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	組合員及び被扶養者	当組合の組合員である一般組合員及び任意継続組合員並びにその被扶養者で、個人番号を有する者	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	個人癌号管理ファイル	個人番号管理ファイルに、委託区画ファイル及び副本区画ファイルの記録項目を追記。	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	「II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的」等	【一括取得】する旨	【一括取得】する際の記述を削除。 情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う旨を追記	事前	重要な変更であるため

平成30年7月2日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」等	個人番号管理システムの委託	支払基金に中間サーバー等に関する事務を委託する旨を追記	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	(記載なし)	提供先を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所」等	当組合、個人番号管理システム運営委託先	<中間サーバー等における措置>の記述を追記	事前	重要な変更であるため
平成30年7月2日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	個人番号管理ファイルに関する記述	個人番号管理ファイルに関する記述を追記。 委託区画ファイル及び副本区画ファイルに関する記述を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク」等	【一括取得】する旨	【一括取得】する際の記述を削除 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置(オンラインによる入手)】の記述を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク」等	個人番号管理システムにおける措置	<取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>、<中間サーバー等における措置>の記述を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する
平成30年7月2日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」等	(記載なし)	情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が講じている措置の内容を追記	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出する

<p>平成30年7月2日</p>	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 情報提供ネットワークシステ ムとの接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する措 置</p>	<p>(記載なし)</p>	<p>＜統合専用端末と個人番号管理システムとの 間の情報授受に係るリスク対策＞の記述を追 記。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に 支払基金が講じている措置の内容を追記</p>	<p>事前</p>	<p>事後で足りるものの任意に事 前に提出する</p>
------------------	--	---------------	--	-----------	---------------------------------

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (1/2)

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号別表第二 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二 第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
7	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第12項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二 第15項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第17項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第7号別表第二 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
14	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第7号別表第二 第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による保険の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号別表第二 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣	番号法第19条第7号別表第二 第78項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

別紙1 「特定個人情報の提供先一覧」 (2/2)

提供先※		①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
20	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第7号別表第二 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21	都道府県知事等	番号法第19条第7号別表第二 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
22	市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第7号別表第二 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第7号別表第二 第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第7号別表第二 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事	番号法第19条第7号別表第二 第119項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

※当組合は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。
 情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。
 ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。